

技術資料作成上の留意事項

工 事 名：町道東出4号線道路改良工事

技術資料の各評価項目の記述方法及び評価方法について、評価項目一覧表を次のとおり補足説明します。

1. 技術資料全般について

- (1) 全ての評価項目について提案を行ってください。
- (2) 様式の添付漏れは、提案がないと見なし、入札に参加できませんので、注意してください。
- (3) 各評価項目の実績の有無等の評価は、当該工事の入札公告日を基準として行います。
- (4) 公告3(10)により入札が無効となる場合がありますので、注意してください。
- (5) 申請された内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合があります。この場合、下方評価はしますが上方評価は行いません。なお、実績の有無等については、必ずいずれかに○印を記入してください。

2. 加算点申告書について（様式－1）

- (1) 評価方法
 - ア 加算点申告書（様式－1）とその他様式の記載内容に不整合がある場合は、加算点申告書（様式－1）の内容を採用して審査します。
- (2) 記述方法
 - ア 「各評価項目の自己評価」欄の橙色着色のセルは、該当する項目を選択するとその「自己加算点」が表示されます。
 - イ 「各評価項目の自己評価」欄の黄色着色のセルは、数値を直接入力するとその「自己加算点」が表示されます。
 - ウ 複数の配置予定技術者を届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者について、記載してください。

3. 企業の能力等について（様式－2、3）

- (1) 施工箇所地域における工事实績
 - ア 評価対象となる工事の「工事名称」を様式－2に記載してください。
 - イ 評価対象となる工事のコリンズの写しを提出してください。
- (2) 公共施設美化活動実績
 - ア 公共施設美化活動の活動実績の報告（届出）書の写しを提出してください。
 - イ 貴社が美化活動に参加しているが、その活動の申請者でない場合は、美化活動の申請者による活動証明書（貴社の美化活動への参加が確認できるもの）の写しを提出してください。
- (3) 災害協定の評価
活動実績報告の写しを提出してください。
- (4) 大台町消防団員の雇用実績
常時雇用（3か月以上）のわかる書類（保険証等）の写しを提出してください。
- (5) 次世代育成支援活動実績
育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。（育児休業制度に関する項目、対象となる労働者の範囲等、取得に必要な手続き、期間、育児休業中の賃金の支払いの有無 等）
確認は、提出された就業規則等の写しにより行います。別に育児休業の規定等を設けている場合はその写しも提出してください。
- (6) 男女共同参画活動実績

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に受理されている場合に評価します。

確認は、一般事業主行動計画策定届の写しにより行います。

入札公告日が、労働局の受付印の日付以降かつ計画期間に含まれている場合に評価します。入札公告日が計画期間であっても、受付印の日付以降でない場合は評価しません。

(7) 障がい者雇用実績

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価します。

確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、提出された法定雇用が達成されていることが確認できる書類（職業安定所へ提出した公告時点で最新の障害者雇用状況報告書等）の写しにより行います。

それ以外の企業の場合は、雇用の有無を評価します。短時間労働者（所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）の障がい者のみの雇用でも評価の対象とします。

確認は、提出された雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等により行います。なお、その者の常時雇用（3ヶ月以上）が確認できる書類（保険証等の写し）も併せて提出してください。

(8) 環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS）

「ISO14001 及び三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）」については、認証取得の有無により評価します。

確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。その際、認証されていることのわかる資料（付属書等）も添付してください。

ただし、ISO14001 は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価します。（付属書の添付等）

(9) 人権に関する取り組み実績

ア 三重県が開催する人権に関する研修の受講実績の場合

入札参加者に所属する 1 名以上の者が、三重県が開催する人権に関する研修を受講している場合に評価します。

人権研修受講確認申請書（確認書）の写しを提出してください。

入札公告日において、受講者が入札参加者に 3 か月以上所属していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証等の写し、又はこれらを保有しない者は雇用証明書など）も併せて提出してください。ただし、企業の代表者の場合、提出は不要です。

イ 職業安定法に基づく公正採用選考人権啓発推進員設置の場合

入札参加者が、公正採用選考人権啓発推進員（以下推進員といいます。）を設置している場合に評価します。

入札参加者が県外企業である場合は、入札参加者に推進員が不在であるが、本店などの自社に推進員を設置している場合も評価します。

公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書の写しを提出してください。

入札公告日において、推進員が入札参加者に 3 か月以上所属していることが確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、健康保険被保険者証等の写し、又はこれらを保有しない者は雇用証明書など）も併せて提出してください。ただし、企業の代表者の場合、提出は不要です。

(10) 町内企業による施工

建設業法上の建設工事とは、設計書（仕様書）における、次の工事を除く工事とします。

○舗装工（表層工・路盤工）

○防護柵設置工

○区画線工

○交通管理工（交通誘導員）

また、下請負とは、施工体系図に記載する範囲（二次下請負、三次下請負等の再下請負業者全てを含みます。）を指します。履行確認は、契約後、施工体制台帳、施

工体系図、部分下請負通知書等により行います。未達成（不履行）の場合は、大台町建設工事等資格（指名）停止措置要領の対象とします。

(11) 品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）

「ISO9000S」については、認証取得の有無により評価します。

確認は、提出された評価機関による登録証等の写しにより行います。その際、認証されていることわかる資料（付属書等）も添付してください。

ただし、ISO9000S は、当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価します。（付属書の添付等）

4. 企業の能力等について（様式－4）

(1) 企業の工事实績

ア 評価対象工事の実績については、入札公告日において完成し、かつ、引き渡し
が済んでいるものをいいます。

イ 評価対象工事の工事名称を様式－4に記載してください。

ウ 評価対象工事のコリンズの写しを提出してください。

エ コリンズの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。

5. 企業の能力等について（様式－5）

(1) 受注工事高（1級技術者1人あたりの公共機関等発注の契約金額2千5百万円以上の土木一式工事の契約金額）

ア 様式－1で受注工事高評価の自己加算点を0点で申告の場合は、様式－5の受注工事高に関する欄への記載は不要です。

イ 対象となる工事の工事名称、当初契約の工期、当初契約金額などを様式－5に記載してください。

(ア) 単年度契約工事の当初契約金額は、当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までに当初契約を締結した土木一式工事の元請けとしての契約金額とします。

(イ) 複数年契約工事の当初契約金額は、当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む土木一式工事の元請けとして、当初契約金額を当初契約における全体工期日数と当該年度分の工期日数の割合に応じた額とします。

(ウ) 共同企業体工事の場合は、(ア)又は(イ)の額に出資比率を乗じた額とします。

ウ 土木一式工事に係る1級技術者数を様式－5の【当該業種に係る1級技術者数】欄に記載してください。

(ア) 土木一式工事に係る1級技術者は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事に係る1級技術者数とします。

(イ) 入札公告日時点で、上記名簿に記載されている1級技術者を下回った場合は、現況の1級技術者数を記載してください。

エ 様式－5で自動計算される「受注工事高」を加算点申告書（様式－1）の【受注工事高】欄に記載してください。

オ コリンズで記載内容の確認ができない場合は、契約書の写しなどを提出してください。

6. 技術者の能力について（様式－6、7）

(1) 技術者の能力に関する共通事項

ア 様式－6、7ともに配置予定技術者の氏名を記載してください。

イ 「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」のいずれも有しない場合でも、配置予定技術者の氏名を記載してください。

ウ 技術資料の評価項目における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。

エ 配置予定技術者を複数届出する場合は、様式－6及び様式－7を複写してそれ

ぞれ技術者ごとに記載してください。

オ 配置予定技術者を複数届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者を評価します。

(2) 配置予定技術者の工事实績（様式－6）

ア 評価対象工事の工事名称を様式－6に記載してください。

イ 評価対象工事のコリンズの写しを提出してください。

ウ コリンズの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。

エ 評価対象工事が余裕期間制度を適用した工事である場合は、契約書の写し等の余裕期間制度の実工期がわかる資料も合わせて提出してください。

オ 現場代理人としての実績を申請する場合には、「全工事期間中、工事に従事していたこと」、「その工事の主任技術者として求められていた資格」、「その工事の受注時点での資格」を確認するため、以下の資料を添付してください。なお、提出された資料〔1）、2）、3）〕により、確認できない場合は評価しません。

1) 全工事期間中、その工事に従事していたことがわかる資料（竣工登録された登録内容確認書（工事实績）、契約書、工事仕様書、図面、完成認定書、発注者の履行証明書等）を添付してください。

2) 発注機関が契約時にその工事で主任技術者として求めていた資格がわかる資料（公告の写し、共通仕様書等）

なお、次の①又は②の場合には、上記2）の資料は不要です。

① 実績工事が、大台町発注工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事に限る）の場合

② 配置予定技術者が、実績工事の受注時点において、建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、実績工事の業種にかかる1級（建設業法施行規則第7条の3第1項第2号に規定されたもの）に合格していた者であり、合格していたことがわかる資料を添付する場合

3) その工事の受注時点での資格がわかる資料

ア) 国家資格（1級・2級等）の場合

・国家資格の写し

イ) 実務経験の場合

・最終学歴及び実務経験年数が確認できる資料（卒業証明書及び建設業許可申請・経営事項審査申請時に提出した実務経験証明書等）

(3) 配置予定技術者のCPD（継続学習制度）取組実績（様式－7）

ア 認定団体が設定している1年間の推奨単位を様式－7の【推奨単位数】欄に記載してください。

イ 年度ごとに取得単位を様式－7の【取得単位数】欄に記載してください。

ウ 認定団体が発行した、年度ごとの取得単位が確認できる証明書の写しを添付してください。

7. 評価方法について

各評価項目の評価にあたっては、提出資料により判断できない場合は加点しません。

ただし、技術資料の事後審査において、落札候補者に対して追加資料の提出を求めることがあります。